

愛知医療学院短期大学

科学研究費補助金間接経費取扱要領

(趣旨)

第1条 この要項は、愛知医療学院短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）に係る間接経費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「間接経費」とは、補助金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。
- 二 「研究代表者」とは、間接経費が措置された補助金の交付を受けた者をいう。

(間接経費の受入決定等)

第3条 研究代表者は、補助金の交付決定通知書に記載された間接経費を本学に譲渡するため、間接経費納付申出書（別紙様式1）を学長あて提出するものとする。

2 学長は、交付決定通知書及び間接経費納付申出書に基づき、間接経費の受入決定を行い、経理・財務担当に通知するものとする。

3 経理・財務担当は、前項の通知に基づき、間接経費の譲渡を受け入れる。

(間接経費の執行)

第4条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。

2 全校による間接経費の執行使途・計画について、予め学内決裁にて承認を得た上で、執行するものとする。

(間接経費の報告)

第5条 学長は、各年度終了後に間接経費の使用実績について実績報告書により、文部科学省、財団法人日本学術振興会に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

(別紙様式1)

科学研究費補助金間接経費納付申出書

平成 年 月 日

愛知医療学院短期大学 学長殿

所属・職名
研究者氏名

印

下記の研究課題に係る間接経費 円 を納付したいので、納付の条件を承諾の上、手続方お願いします。

記

1. 研究種目： 平成 年度科学研究費補助金 (研究 ())

2. 課題番号：

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 研究課題名：

4. 交付決定額： 円 (うち間接経費分 円)

5. 納付の条件

- (1) 間接経費は、科学研究費補助金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費にのみ使用すること。
- (2) 年度途中で、研究代表者が他の研究機関に異動する場合又は研究廃止する場合には、すでに納付済の間接経費の一部 (異動先で使用する直接経費の30%又は研究廃止する直接経費の30%) は、研究代表者に返還すること。

上記研究課題の間接経費の納付までの管理を

愛知医療学院短期大学
学長 舟橋 啓臣

に委任いたします。

所属・職名
研究者氏名

印